

令和5年度さつま町地域防災計画修正案の概要

令和6年3月25日

1 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 (災害対策基本法の改正による修正)

■背景

令和3年7月1日から大雨により、同月3日に静岡県熱海市伊豆山の逢初川において土石流が発生した。当初、被害状況の正確な把握が困難であったことから、熱海市は地図や現地確認により被災棟数を特定するとともに、住民基本台帳との突合により被災エリアの住民数を特定し、安否確認に着手した。

その結果をもとに、静岡県災害対策本部は、個人情報保護条例との関係を整理した上で、安否不明者の名簿を公表し、広く安否不明者に関する情報を募ったところ、安否不明者本人や知人から連絡があり、救助対象者の絞り込みにつながった。

この事例を踏まえ、国・県は「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」（令和5年3月31日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努めることとなった。

1 災害情報の収集

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。

一方、消防機関、警察等の防災関係機関においては、必要に応じ、町の災害対策本部に職員を派遣し災害情報の収集に努める。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

2 県による人的被害情報の集約・調整

町等が報告した人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認め

るときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和５年３月３１日）に基づき町等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

【一般災害対策編】第３章第８節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【震災対策編】第３章第８節 災害情報・被害情報の収集・伝達

2 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

（災害対策基本法の改正による修正）

■学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

1 学校教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

【一般災害対策編】第２章第２０節 防災知識の普及・啓発

【震災対策編】第２章第１８節 防災知識の普及・啓発

■避難情報の発令に関する気象アドバイザー等による助言

1 避難指示等の発令

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し適切に判断を行うものとする。

【一般災害対策編】第３章第１３節 避難の指示・誘導

【震災対策編】第３章第１３節 避難の指示・誘導

3 航空機等の輸送の記載の見直しについて

（防災基本計画の緊急輸送活動の反映について）

■令和６年能登半島地震の教訓反映

能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の情報収集及び人員の搬送・救出活動、高齢者等の転院搬送並びに孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプター等の活用を推進する。（緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動）

地上輸送が不可能な場合には→緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

【一般災害対策編】第2章第16節 輸送体制

【震災対策編】第2章第15節 輸送体制

4 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム導入による修正 (県の地域防災計画修正に伴う修正)

■原子力災害時住民避難支援・円滑化システム導入に伴い、以下のとおり修正

- ・定義に原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを追加

原子力災害時における住民避難をより円滑にするため、原子力災害時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有するためのシステムをいう。

なお、同システムのうち、住民が避難に際し利用するスマートフォン向けアプリケーションを「原子力防災アプリ」という。

- ・県の事務又は業務として以下を追加

原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。

- ・町の対策本部の所掌事務に以下を追加

原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。

- ・町の情報収集・連絡体制の整備に以下を追加

原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備

町は県、関係周辺市町、その他防災機関が保有する被害情報を取得し、地図にわかりやすく表示することで、迅速な救護活動や避難準備（避難車両や資機材の確保等）活動を可能とするため、原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備に協力する。

- ・住民等に対する知識の普及啓発に以下を追加

原子力防災アプリに関すること。

【原子力災害対策編】第1章第2節 定義

第1章第9節 防災関係機関の事務又は大綱

第2章第2節 防災活動体制

第3章第6節 情報の収集・連絡体制の整備

第3章第15節 住民等に対する知識の普及啓発